

【原告＝戸田議員（門真市議） に対する法廷尋問の記録】

裁判所書記官印

本 人 調 書

（この調書は、第7回口頭弁論調書と一体となるものである。）

事 件 の 表 示	平成27年（ワ）第1680号
期 日	平成27年12月4日 午後2時00分
氏 名	戸田久和
年 齢	59歳
住 所	大阪府門真市新橋町12-18-207
宣誓 その他の状況	裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳 述 の 要 領

別紙反訳書のとおり

<宣 誓 書> 良心に従って本当のことを申し上げます。知っていることを隠したり、ないことを申し上げたりなど、決していたしません。
以上のとおり誓います。

氏 名 戸 田 久 和 ㊞

~~~~~

### 【裁判官（高橋）の質問と戸田の答弁】

甲第2号証の①を示す

まずは、自治会ハンドブックに関する記事が門真民報に掲載されてからの原告と被告らとのやり取りについて質問していきます。

甲第2号証の①は日本共産党門真市委員会が発行した2014年、平成26年4月27日付門真民報になりますが、左上欄に自治会ハンドブックに関する記事が掲載されています。

原告はこれを読みましたか。

もちろん読みました。

これを読んだときどのような感想を持ちましたか。

ちょっとふかした話を書いているなという印象を持ちました。

この門真民報が発行されたときに、ほかの市会議員から何か感想を聞かれましたか。

自民党の議員や公明党の議員複数から、「ちょっとあの記事はやり過ぎだね」と、また「共産党はせっかく戸田さんがいろいろ頑張ってやったことが、こんなふうに共産党がやったみたいになっているね」、というふうな感想を聞きました

原告は門真民報のこの記事を読んだ後、被告らに対して記事の内容に関する質問状を掲載した書面を送っていますね。

そうです。

#### 甲第3号証を示す

これは「門真民報のデマ記事疑惑についての5月21日公開質問状」と題する書面、以下「公開質問状」と呼びますが、これと同じ内容がかかれた書面を原告が被告らに送ったということで間違いないですか。

間違いありません。

なぜこのような公開質問状を送ったのでしょうか。

共産党と私との間で幾つか過去にもトラブルがありましたけれども、まず文書で送って文書で回答を求めるということによって、「事実関係をはっきりさせる」、「言った言わないの問題を避ける」、そして「公の一般市民にも事態がよく分かるようにする」、という点を考えまして、公開質問状といたしました。

公開質問状を被告らに送った後、平成26年5月28日、被告らから原告に対し公開質問状の回答が届きましたね。

メールで送られたことにはなっておりますが、たしかにこのときには届いていなかったで、「まだですか」、というような催促をしたら、福田議員から、「いや、もう送ってますよ」、というやりとりがありまして、ちょっと実際に私がそれを見るのは1週間ほど遅れたように記憶してます。

#### 甲第4号証を示す

先ほどあなたが言っていたメールで受け取った分というのは、甲第4号証ということで間違いないですか。

そうです。

原告がこの回答を受け取ったときにどのような感想を持ちましたか。

やっぱり話のすりかえ、「詭弁を弄して、肝心なことになにも回答していないな」と、「やはり居直りしてうそをついているな」、と感じました。

原告は被告らから今の回答書を受け取った後、平成26年6月2日、原告が管理する掲示板上で被告らからの回答内容を紹介して、「回答の内容に関する分析結果や意見は後日行う」、とのコメントを掲載しましたね。

はい、そうです。

すぐに原告の意見、反論をあなたが掲載しなかったというのはなぜか理由があるのでしょうか。

はい、あります。

その理由を教えてください。

まず1つに、この回答によって「共産党側が徹底的に居直りウソをつくという決意である」、ということが読んでとれた。

従って、これにたいしては「非常にしっかりとした反撃態勢をとらなくてはならない」、という事を感じました。

それから、当時、「共産党は自治会ハンドブック発行の契機になるような質問はしていないのはもちろんのこと、当時の私の認識としては、そもそも自治会問題についてここ数年質問してないんじゃないのか」、という疑問も持っておりまして、

また、当時そういう認識で門真市の自治会担当部署に聞いたところ、「調べた結果、質問してません」、という回答だったと。

しかしながら、共産党側からの回答を見ると、確かに2012年3月議会で質問しておる、ということがあって、これは間違いのない事実であると。

従って、「私の当時の記憶」と「市のその当時の回答」が間違いであった、ということがはっきりしましたので、これは事実関係をもっと詳細に調べて、その上で反論しなくてはならないという事を考えました。

それともう1つは、当時、5月の連休あたりですか、在特会の川東という男が、門真市のルミエールホールを使って非常に差別的な集会をやるという事について、これを使用許可を取り消しさせる、そして、市の職員や教育委員会全般にきっちとした啓発体制をとっていくということで、この問題を6月議会でも目玉にしてやるということ等で、非常に文書作成、あるいは調査、各方面との話し合い等々で非常に多忙であったがために、

この問題についての精密な調査云々は、直ちにやって掲示板に出していくという事について、ちょっと難しかったので先送りをいたしました。

先ほど原告から話の出た「自治会問題について市の回答が出た」という、この「市の回答」というのは、時期は、「平成26年9月に出版された市民生活部長によるハンドブック作成の回答」ということですか。全然違います。

先ほど「市の回答」という時期はいつになりますか。

「9月の回答」は、精密に調べてもらった上での、8月に調べてもらったんですが、その以前に私が5月21日質問を出すちょっと前に、数日前だったように記憶するんですけども、担当課長に聞いて、「この数年間出してないような、自治会問題についての質問をそもそもしてないように記憶するけども、どうなのかちょっと調べてくれ」、と口頭で依頼したところ、二、三日して、「自治会問題についての質問は、この数年共産党からありません」、という回答であったと。これも口頭の回答です。

そういうことの上で、私としては、担当の課長がそのように調べた結果そう言うのであれば、それは間違いでないであろうというふうに考えて、そのように認識した上で、しかし、質問書においては、「私の記憶や聞いたところではこうだけでも」、という限定をつけてただした、ということであります。

では、公開質問状の回答に対して、あなた自身原告の反論を掲示板に掲載したことはありましたか。

掲示板、ちょっと回答公表がおくれましたが、回答を掲示板でとりあえず全文公開するという事で投稿してあります。

それは時期はいつになりますか。

5/28にもらって、一週間遅れで受け取って、それを確認してまた上げたんで、6月の半ばぐらいかなと。前半だと思います。

それは書証で何か出されているものはありますか。

書証、「共産党側から回答したのに、回答を受け取った、公表が遅れてどうした、こうした」、という文章の中で書かれていたように思うんですが、私が出している回答書についても、掲示板のコピーを出し

た記憶があるんですけども、もしかしたら私の記憶違いかもしれません。  
いずれにしても掲示板で公表したことは間違いありませんので、大した問題じゃないと思いますが。

原告は以前にも被告らに対して公開質問状を送ったということがありましたよね。  
あります。

甲第14号証及び甲第15号証を示す

これが原告が平成24年9月7日に被告らに送った公開質問状ということでよろしいですか。

そうではありますが、これ以前にもう既に2回送って、このときは全く無反応であるという驚くべき対応をとられたことが2回あります。

この公開質問状を送ったきっかけというのはどのようなことだったのでしょうか。

それは、この2012年、平成24年の質問状については、当時、守口市門真市消防議会というものが存在して、毎年門真市、守口市、それぞれの議会から議員を派遣して議会を構成するのですが、門真市の議員で副議長になると。

1年交代でやっているということの中で、初回の7月議会で、共産党の亀井議員が門真市全体からの推薦という形で副議長に選任された。

その最初の7月消防議会において、消防服の談合疑惑というものが持ち上がっており、私が一生懸命追及をしたと。

そういう時に、既に消防議会の議員を私は何回もやってますので、2011年以降ですかね、録音して、「録音したものを私のホームページに、音声だけアップする」という作業をやっておりました。

それは皆の知っている前で何も文句を言われる事もなかったし、そもそも消防議会規約には何も禁止がされていない。

積極的に褒められるべき事であるにもかかわらず、当時の副議長に就任した亀井議員が私の家にやってきて、「このアップを下げてくれ」、というとんでもない要求をして、しかもそのときに非常にいやらしい、私の説明に全く耳を貸さずに、本当に言葉の暴力によって押しつぶすようなことをやり、

しかもその時に「門真市の派遣議員のみんなが反対しているんだ」、つまりアップにしているんだ(??)というウソをついてまでやったと。

情報公開、大事な大事な議会の情報公開をあえて潰す。共産党の議員が潰す。

しかも「門真市の議員はみんな反対している」、というウソまで言って潰す。

そういう事をやったんで、これは重大な問題だということで、これについて公開質問状を出して、「もともと共産党議員団全体でこんなことを認めているのか。多分亀井議員がスタンドプレーでやった」と思ったので、それについても糺す意味で公開質問状を出しました。

この公開質問状に対する被告らの回答について、あなたはすぐに公表しましたか。

すぐに公表できませんでした。

それはなぜだったのでしょうか。

それは私のホームページにも掲示板にも書きましたが、何かと非常に多忙であったこと等々で、あと、

昔と違って私ももう今59歳、もうすぐ60歳ですけども、掲示板でぼんぼん書き込むという作業をテキパキとなかなかしづらくなって、1週間間が空くとか10日間が空くとかいうこともちょっと出始めた時期だったので、そういうこともありましててきぱきとしなかった。

もう1つは、私自身は、単に右から左へ情報を出さただけじゃなくて、それに対して得た情報について自分の分析や評価をつけ加えて出したいというタチの人間なので、結局のところそれを書くのがずっと後回しになってしまうと、最初の情報自体出すことが遅れてしまうということです。

これについては遅れことを共産党側に公の掲示板で謝罪しております。

それについて共産党から特にそれ以上のとがめ立てもありませんでした。

甲第6号証を示す

次に、本件で原告が名誉棄損と称する門真民報の記事と、被告福田さんの管理するブログの記事について質問していきます。

甲第6号証は、被告福田さんの管理するブログの平成26年7月10日付の記事になりますが、原告はこれを読みましたね。

読みました。

これを読んでどのように思いましたか。

「言うことに事欠いて盗人たけだけしい」、「よくまあこんなでたらめなことを書くもんだ」、と怒り心頭に発しました。

しかも、一応穏健リベラル的な福田議員が、あえて自分のブログで色つきの文字を使ってでかでかと門真民報が出る以前にこんなことを書くということも含めて、驚きと怒りを非常に感じました。

甲第5号証の①を示す

これは日本共産党門真市委員会の発行する平成26年7月13日付の門真民報になりますが、これを原告は読んだということによろしいですか。

読んでおります。

私は赤旗日曜版を定期購読しておりますので、必ずそこに挟み込まれますから必ず読んでおります。

これを読んでどのように思いましたか。

同じ感想です。「よくまあこんなでたらめをでかでかと書くもんだ」と、「本当にひどいな」と、怒心頭に発しました。

甲第10号証を示す

この11月6日付の書面ですが、これは被告らに対して送付した書面ということで間違いないですか。

はい、そうです。

原告はなぜこのような書面を被告らに送ったのでしょうか。

まず9月議会で市の公式な表明として、「自治会ハンドブック発行につながった質問をしたのは戸田議員のみである」、という事がはっきりして、

「共産党が何か関わったかのような説明は全く嘘だ」、という事は「公の事実としてもはっきりした」ということ。

それから、問責決議に向けた動きも、それを受けて、「こういう事を放置するのはよくない」、という動きもあったということ。

しかし、それにも拘わらず、これほど明らかなウソでたらめがはっきりしているにもかかわらず、全く謝罪も反省もしない。

しかも、私の質問には「今後一切どんなことがあっても永久に回答しない」、という、日本史上あり得ないような、かつてなかった破廉恥行為をして、全く対応を変えないという事ですから、「これはもう裁判に持っていくしかないな」、という決断を大体し始めておりまして、そのために「私としては、これほど手を尽くしました」と、議会でも明らかにした。

共産党側にその前に「市からの文書回答でこうですよ」、ということも全部突きつけた。

いろんな事で証拠を突きつけて訴えて、それでも居直って一切の返事をしない。私に誹謗中傷宣伝ガンとかまして、あとは逃げたままと。

これでは市議会議員選挙も近づいてくるということで、「これは裁判提訴で持っていくしかもう多分方法がないな」、と思いまして、そのための最後の準備、「ここまでちゃんとやりましたよ」と、「あなた方は最後通牒ですよ」、ということを示して、最後考えを何か変える事を、「一縷の望み」を託ししまして、このように文章を出しました。

原告は平成27年4月に行われた門真市議会議員選挙で当選していますね。

はい。

今回の件がこの選挙の結果に影響を与えたようなことはありましたか。

私はかなり影響を与えたと思っております。

それはどういった影響でしょうか。

それは、まず、共産党は革新政党として社会的評価はしっかりあるわけです。得票はそれなりとしても。

私も「左翼の議員」として、門真市議会の中では野党の議員、共産党と並ぶ、単独であるけども「野党の議員」として定評を得てきている。不正は追及していく。

ところが、共産党のビラ、ホームページ、福田議員ブログによって、私が「とんでもないいちゃもんをつけて共産党を誹謗中傷する議員であるかのような描かれ方」をして、その結果やはり評判を落とした面はあると。

また、共産党と戸田が「同じ革新同士なのに何かけんかをしている」と、何か「よろしくない」、というマイナスイメージも行ったであろうと。

その他の原因もありますが、ここでは言う場所じゃないですけども、それはやはり非常に確実にマイナスをこうむったと考えます。

では、最後にこの場で何か言っておきたいことはありますか。

およそ公職者でありながら、しかも年間1000万近い報酬をもらっている公職者でありながら、自分らの公的言動については特定の議員を名指しして、「お前の言う事には今後永久に、どんな事であっても回答しない」、というような事を宣言する。

日本議会史上、どんなでたらめな議員がよそにおったとしてもあり得なかった事です。

こんなことがヌケヌケと通るんであれば、自民党の議員が共産党を名指しして、「お前に一切回答し

ない」、という事でやりたい放題になっていきますね。絶対許し難い。

私に対する誹謗中傷にしても、「全く筋違いのありもしない事を捏造して、それで文句を付けているかのような描き方をする」と。こういうことは絶対に許せない。

これは必ず正さなくてはいけない、こんなでたらめな事をしたら必ず社会的制裁を受けるんだと、こういう実績をつくらないと大変な事になる。このように思います。

~~~~~

【共産党の愛須弁護士の質問と福田議員の答弁】

甲第5号証を示す

内容は分かれていると思いますけども、門真民報ですね。

はい。

戸田さんが主張されている名誉棄損だとされるのは、この門真民報で、「あきれた公開質問状」とか、「成果を捏造疑惑」、それから、「回答で謝りを指摘されるのがあんまりだ」と、その3つについて名誉棄損だというふうにおっしゃっているわけですね。

(※戸田答弁について、裁判所の聞き間違い誤記があると思う。

「回答で謝りを指摘されるのがあんまりだ」は、「回答で謝りを指摘されるがダンマリ」の間違い)

私の文書でも準備書面でも出してありますが、見出しと記事の文言、それぞれについてどういう点が名誉棄損であるか書いておりますので、その見出しの文言だけで名誉棄損だと限定しているわけではありません。

それぞれの見出しとそれに沿う内容が名誉棄損行為になるとおっしゃっているわけですね。

そうです。

この公開質問状をごらんになって、戸田さんは、「よくもまあでたらめを」、というような感想を持ったというふうにおっしゃいましたが。

公開質問状の回答でしょう。

門真民報のこの記事を読んで。

はい、その記事ですね。7・13記事ですね。

戸田さんが、共産党の議員団に公開質問状を出したのは事実ですね。

そうです、事実です。

公開質問状の中で「捏造疑惑」というふうに書かれたのも事実ですね。

そうです。

それから、共産党議員団から回答書が返ってきたのが平成26年5月28日付の回答書が返ってきているんですね。

ちょっと注釈があります。それはメールで受け取ったんだけど。

日付のことです。

日付はそうです。

それを受け取ったのが少し遅れたという事ですね。

はい。

先ほどのご証言では、6月半ばか6月前半ぐらいではないかというふうにおっしゃいましたよね。

はい。20日ごろでしたか。

甲第13号証を示す

これはあなたの掲示板ですね。

はい。

この掲示板で公開しているんじゃないですか。

そうです。

この日付はいつですか。

14年6月2日です。

5月28日付の回答書を遅くとも6月2日には受け取っておられるという事ですね。

そうです。

6月半ばというような時期ではないですね。

はい。

6月2日に遅くとも共産党議員団からの回答書を受け取ったと。

はい。

回答書を受け取って、共産党の議員団に対してその回答書に対するコメントを直接口頭で伝えたりはしていませんか。

していません。

6月2日付に戸田さんの掲示板に公開した以外にメールとかそういう手段で共産党議員団には伝えてはいないわけですか。

その手段では伝えておりませんが、私のホームページにおいて成果捏造疑惑という言葉はずっと継続しておりますので、やはり私の判断として、公開質問状の回答を見た結果、

「成果を上げてもない事を、『私たちの成果』に結びつけたかのような捏造をしている」、という事はいよいよ確信が深まったと思ひまして、特段新たなコメントは出しませんでした。

出してないわけですね。

はい。

そうすると、「公開質問状を出された」のも、「共産党議員団に捏造疑惑があると指摘した」のも、「回答書が返って共産党議員団には直接何の連絡もしなかった」、というのは全部事実ですね。

事実です。

甲第5号証の門真民報に記載されている「公開質問状」や「捏造疑惑」、「だんまり」というのは、すべて事実だということですか。

「だんまり」だとかいうのは、もう評価の問題ですから、私は「だんまり」ではないと考えます。評価が違うということですね。

はい。

甲第27号証の平成26年第4回門真市議会定例会議事録の194ページを示す

これはあなたが出された書面ですね。

そうです。

「最後に」という形で、１９４ページの下から７行目ぐらいに「最後に」というふうに書いてある部分は、あなたの発言ですか。

間違いありません。

ここの中で、「ハンドブックに載っている一覧表は亀井議員の質問の成果ですよ、というんであれば何の問題もないんです」、というふうに発言されてますよね。

はい、そうです。

それに引き続いて、「しかしながら、ハンドブックそのものが、これは自治会の適正化、民主化という、門真市共産党が全く取り組んでこなかった事を主眼にして初めから発行されたものについて、これを丸ごと自分たちの活動の成果だと言うから、ウソだろうということで問題になっているわけです」、というふうに発言されていますね。

全くそのとおりです。

「亀井さんの質問の成果で一覧表ができています」、という事だったら問題はないけれども、自分たちの、「ハンドブックの発行そのものが自分たちの成果だ」、というふうに主張しているのが間違っているんだというふうにあなたは考えておられるということですね。

少し違います。

どこが違うんですか。

４・２７門真民報記事において、「自治会ハンドブックが発行されました」、と紹介した記事の中で、「この中の一覧表については亀井議員の質問が実ったものです」と、こういうことを特定してはっきり書くのであれば何の問題もないです。

ところが、そういう特定ではなくて、あたかも自治会ハンドブック全体、発行そのものが共産党議員の活動であるかのように４・２７記事がかかれている、レイアウトされているから問題だ、というふうに指摘しているわけです。

甲第９号証の一番最後のページを示す

これはどういう書面かちょっとよく趣旨が分からないですけど、甲第９号証はチラシですか。

これは門真市議会の全議員の方々へ、門真市の議員全員に配布した文書です。

配布した文書一式ということですね。

そうです。

最終ページですが、ここに４月２７日付の門真民報のコピーがあります。

これは赤線が引いているのは、あなたが赤線を引いてコピーをして配られたんですね。

そうです。

この赤線は、冒頭の「２６年度自治会ハンドブックが市民部地域活動課によって作成されました」、というところと、３段目の「相談を受け議会に取り上げていたことが実ったものです」と、「これからも地域の皆さんの声を受け市政に生かしていきます」、ここに赤線が引いてますね。

そうです。

これは中にも文章がありますけども、そこには赤線を全く引いておられないですね。

はい。

2 段目の左から 5 行目のところに、「特に問い合わせ窓口の一覧表はとても分かりやすくなっていることが感じられます」というふうに記載してますね。

はい。

これもうらんになってますね。

はい。

それから、内容を覚えておられると思うので、3 段目の下のところに、「地域によっては自治会長が毎年かわることになっていたり 2 年ごとであったりとはばらばらですが、誰がなっても困らないようにできないかと相談を受け、議会で取り上げていったことが実った」、というふうな記載がされてますよね。

はい。

だから、「そういう相談を受けた」ということと、「議会で取り上げた」ということがここに記載されているわけですね。

はい。

この時点で、戸田さんは共産党の議員のどなたかが自治会問題について質問をされたということは御存じなかったですね。

それを読んだ時点では、「してないんじゃないかな」、という記憶がありました。

亀井議員が質問したというのももちろん御存じではなかったと。

そうです、知りませんでした。

乙第 3 号証の 1 を示す

これも市議会の議事録なんで、26 年の 4 回定例会、亀井さん。自治会ハンドブックの経緯について説明したんですね。

はい。問責決議への反対討論の中での説明です。

だから、亀井さんがどのような質問をされていたのかというのは、この資料もそうですけども、大体中身はもうらんになっているというか、この時点では了解されているわけですね。

そもそも 5 月 28 日の回答を受けた時点で、あ、私が記憶間違い、役所のほうもちょっと勘違いしてたな、という事が分かったので、それをちゃんと当たってみました。

その時点で勘違いだというのは分かったわけですか。

「自治会問題そのもの全般についての質問」があったかなかったか、という事について、「なかった」、というのは勘違いであったという事であって。

乙第 6 号証を示す

門真市議会の議事録のホームページから抜粋で引用したもので、分かりにくいですけども、証拠説明書では、これは 24 年の第 2 回定例会というふうにしたんですけども、6 月議会と。どうも間違いがあって、9 月議会ということに訂正させていただきます。9 月議会のようなんです。

大体内容は分かりますか。

自治体ハンドブックの作成はどうなったのかということを催促してます。

催促して、それから市原さん、市民部長が回答している。

中身の7行目、「自治会ハンドブックについてですが、ことしの4月に自治会活動の関連の問い合わせ窓口についてを一覧表にして自治会長に渡しましたが、これに連合会の理事会でも参考に渡した自治会規約例などを加えて自治会活動の手助けができるようなものを年内をめどに作成していきたい」、というふうに回答していますよね。

はい。

だから、24年9月議会の時点では、市原市民部長は、その年の4月に自治会活動の関連の問い合わせ窓口の一覧表を自治会長に渡しているけれども、それに戸田さんがご尽力された自治会規約例を加えて、自治会活動の手助けができるようなもの、自治会ハンドブックを発行したいというふうに回答しているのではないんですか。

少し違います。

どこが違うんですか。

まず、市原部長の9月議会での答弁というのは、「門真市は自治会への情報提供なり啓発について、こういうものを持っていますよ、こういう道具だてを持っていますよ」、ということをまず言ったにすぎない。

それから、それにあれこれをちょちょっと加えて自治会ハンドブックができるものであれば、もうすぐ作成して、翌年でも何ほ何でも配布できているはずなんです。

なぜ2014年の4月発行まで時間がかかったのかと。

これは自治会の規約の適正化を自治会長役員が理解してもらって同意してもらっていくために、いろんな抵抗や無理解があって、そこを役所が非常に丁寧にいろんなことをやりながら進めないと自治会ハンドブックというものはできなかった。

門真市の自治会ハンドブックというのは、そういう深い内容を持ったものだったと。

ですから、今の愛須弁護士の理解は非常に半面的な理解です。

趣旨は理解いたしました。あなたが尽力をされて自治会ハンドブックという豊かな内容のものができた。その1つ、門真市が窓口の一覧表としてそれも1つ持っていたと。それを自治会ハンドブックの中に反映されたという趣旨じゃないですか。

もともとあるものは使うに決まっていますから、ハンドブックをつくる時に連絡表を載せない事はあり得ない話です。

乙第2号証を示す

自治会活動関連の問い合わせ窓口について、平成24年4月1日現在の窓口の一覧表です。

24年9月議会で市原市民部長が答えている「門真市の窓口一覧表」というのは、この乙第2号証の窓口一覧表ではないですか。

そのとおりです。同じものです。

これは亀井議員の議会での質問が実現して門真市で作成した一覧表ではありませんか。

そのとおりです。

甲第1号証の自治会ハンドブックの第3章で、自治会活動に際してという項目がありまして、乙第2号証の

一覧表の内容がそのままというか、レイアウトとかは工夫しながらここに掲載されているというのも間違いないですね。

そうです。

甲第13号証を示す

先ほど示したあなたの掲示板へのコメントですが、このコメントでは、「読んでみたところやっぱり話のすりかえ感が強くて腑に落ちないのだが、とりあえずそのまま紹介して、意見、分析は後で行うことにする」、というふうに記載されてますよね。

はい。

このコメントが書き込まれたのは6月2日のことですよね。

はい。

戸田さんのコメントの中では、後でそういう分析や意見を述べるというふうにされているわけですよね。

はい。

ただ、「後でコメントとか分析、意見を述べる」、というのは、共産党の議員団には伝えていないということですね。

掲示板で書いたこと自体が伝えていることだと考えますが。

考えるというのは。

皆が見る掲示板ですから。

共産党の議員団は見ていますか。

見ている。間違いありません。今までの会話のやりとりと、もう何年間もつき合いがありますから、あそこを書いて「知りません」、という事はあり得ない、という事はよく分かってます。

あり得ないだろうけども、伝えてはいないということですよ。

伝えるまでもない、新たな格段の文章や会話で伝えるまでもなく私の意見を表明してる、という事があります。

あなたは市役所の担当課長さんに聞いたところ、「自治会問題について共産党がこの間質問しているんかどうかと聞いた」、ということですよ。

はい。

それは、「自治会問題についての質問」について聞いたのか、「自治会ハンドブックについて質問したのかどうか」聞いたのか、どちらなんですか。

私の5・21質問書を読めばはっきり分かりますが。

どちらですか。

自治会問題全般についての質問をしているかどうかを聞いたんです。

それは文書でしたんですか。

口頭です。

口頭で質問をして、課長のほうは「していない」、ということで回答されたと。

はい。

市の担当課長さんは調べられたんですか。

「何人かに話を聞いて調べたと」言いました。ところが、後でもう一遍、「どうも事実が違うようだがどうなっているのか」と聞いたところ、小野課長ですけれども、「自治会ハンドブックに関わるかどうか」という念頭で理解してた。関わるものはしてないと。

ところが、「自治会問題全般について」というふうに、私は言葉としてはやっているんですが、課長の頭の中の理解としてはそうになってなかった、という事が後で話をして分かりました。

戸田さんからの質問だから、てっきり自治会ハンドブックの事というふうに市の課長さんが間違えたんですか。

違います。あり得ません。

あなたの準備書面3では、「公開質問状と回答書で事態は完結、終了している」、というふうに述べられてますよね。

はい。

だから、あなたは公開質問状の中で、共産党議員団による捏造疑惑とされたけれども、その時点では亀井さんが質問しているということは知らなかったと。それを前提に捏造疑惑があるというようなことで公開質問状を出された。

違います。

違うんですか。

「自治会ハンドブックにつながるような質問はしていないはずだ」、というのがまずは1つ。

そもそも自治会問題全般にかかわる質問をしていないのであれば、一々詳しく調べるまでもなく、条件がもう全くないと、だからアウトだと、こういうことは言えるんだということです。

ですから、私の質問状にも書いてありますよね。

「自治会ハンドブックにつながる質問をしていますか」、とちゃんと書いてますよ。

そういうふうに思われて、あなたは共産党議員団からの回答書で事態は完結、完了したというふうに思ったんでしょう。

質問をしました、回答しました。「こういう質問、回答という作業については完了した」、という事です。何かおかしいですか。

あなたが公開質問状で出された「捏造疑惑」というのは、回答によっては全く解消されてないと。

逆に深まった、「いよいよ確定的に分かった」、というのが私の判断です。

その上で、意見や分析は後に述べるとおっしゃりながら、1か月以上もそのまま放置したということですね。

それは1か月放置しようが2か月調べようが私の自由だと思います。戦術的な問題です。

先ほど亀井さんの甲第14号証と甲第15号証の消防議会の関係で、公開質問状が9月7日付で回答期限は9月14日、甲第14号証も甲第15号証も回答期限が1週間という設定をされて、共産党議員団からの回答は期限どおり9月14日になされてますよね。

はい。

それをあなたはあなた側の都合で公表するのがおくれってしまったということなんですね。

はい。

公表したのはいつなんですか。

受け取ってから福田議員から催促の書き込みがたしかあって、それですから、受け取ってから1週間から10日ぐらいしたのかも分かりませんが。

「受け取ってから」というのは、9月14日・・・

から1週間もしくは10日ぐらいあったんじゃないかな、という。

これは証拠で出てますか。

掲示板の書き込みか何かであるか、準備書面であなた方が「亀井議員の不祥事」の内容の事は一切言わずに、形式的な公開質問の事だけ言って、その中でいろいろ書いて、私の回答をしたという中ありますけど。

本件と関係はないので、亀井さんの問責決議等については一切ふれていないと思いますけれども。

私の準備書面で、「公開質問状の回答遅れ、前回もあった」、みたいな話については、これはこういう事情だという事を、準備書面で触れておいたはずです。

~~~~~

【裁判官（谷口）】

あなた自身はどこか政党に所属しておられるとかいうことではないんですか。

「国会に議席を持つ政党」という意味では所属しておりません。

じゃ、何か地域政党のようなものに所属されているの。

政治グループみたいな、非常に小さな小規模な左翼グループには所属しております。

何か議員団というのを議会で作って活動されているとかそういうわけではないですね。

全く、ずっとひとりぼっちの無所属です。

自治会問題というのは、あなたが政治家としてのライフワークのようなものとして取り組んでこられたということなんでしょうか。

ちょっと説明させてください。

「地域社会での民主主義の実践」という事は日本社会を民主化するに当たってとても大事な事です。それで、門真市で議員としていろいろやってみたところ、特に2002年の合併騒動が持ち上がった時に、自治会から婦人クラブから何とかかんとかで、いわゆる既存の住民団体の大半が全くデタラメなやり方で、ごくごく少数の役員だけで、「合併推進要望決議」、「門真市なくせという決議」をやっていると。

しかもそれについてほとんど抗議の声も上がってこない。これは非常にゆゆしき問題だと思いました。

それと、それ以外にも市民からの相談として、自治会でのいじめとか会計不正とか、おかしい使い込みとか、いろんなことを幾つか聞きまして、門真市を民主化、適正化していくときのひとつの大きな土台として自治会を適正化する、民主化するという課題がとても大切だ、というふうに考えて、いろんなことを取り組みをして来ました。

以 上

~~~~~

